

令和8年度まちなかにぎわい創出プロジェクト・担い手育成セミナー 開催業務公募型プロポーザル応募要項

1 趣旨

この要項は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「令和8年度まちなかにぎわい創出プロジェクト・担い手育成セミナー開催業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度まちなかにぎわい創出プロジェクト・担い手育成セミナー開催業務

(2) 業務の内容

別添「令和8年度まちなかにぎわい創出プロジェクト・担い手育成セミナー開催業務仕様書」に示す内容のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

3 予算限度額

金 4,840千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号いずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、業務委託に係る営業種目の小分類「研修業務」に該当し、特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (4) この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

5 企画提案手続等に関する事項

(1) 企画提案の方法

参加資格を有し、企画提案を希望する事業者は、次に挙げる書類を各6部（正本

1部、副本5部)提出すること。

ア 企画提案書

- ・A4判片面使用とすること(縦横自由。枚数制限なし。枚数の多寡は審査基準に含まない。)
- ・基本コンセプト、業務の内容、実施方法、実施計画等について、できる限り詳細に記載すること。

イ 実績書

- ・他の自治体等での実績がある場合は、当該実績があること及びその内容を示した書類を添付すること。

ウ 業務実施体制表

- ・業務を実施する体制を表や図などを用いて示すこと。

エ 参考見積書(原本は1部で可)

- ・委託項目ごとに内訳をできる限り詳細に記載すること。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。内税表記、外税表記のいずれでも差し支えないが、消費税及び地方消費税の額を記載すること。

オ その他参考書類

- ・会社概要等、組織や財務状況を示す書類を提出すること。

(2) 参加表明書の提出方法及び提出期限

プロポーザルに参加希望の場合は、別紙「参加表明書」に必要事項を記入し、以下のとおり提出すること。

提出期限 令和8年4月30日(木)午後5時(必着)

提出方法 持参、郵送、FAX又はメール

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県 産業労働部 経営金融課 指導班
FAX: 083-933-3209 E-mail: a16300@pref.yamaguchi.lg.jp

(3) 企画提案書の提出方法及び提出期限

5(1)に掲げる書類を、企画提案提出書(別紙様式1)とともに、以下のとおり提出すること。

提出期限 令和8年5月12日(火)午後5時(必着)

提出方法 持参、又は郵送

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県 産業労働部 経営金融課 指導班

(4) その他

- ア 提案は、1事業者につき1提案とする。
- イ 書類作成などの提案に要する経費は応募者の負担とする。
- ウ 提出された書類の差替えや訂正は認めない。
- エ この要領に基づき提出された提案書類については、返還しない。

6 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

令和8年度まちなかにぎわい創出プロジェクト・担い手育成育成セミナー開催業務審査委員会において、提案書による書面審査及び応募者によるプレゼンテーションによる審査を実施し、各審査員の評価点を合計し、60%を超える合計点を得た業者のうち、評価点の合計点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。

なお、参加者が1者の場合も実施する。

(2) 評価項目

評価項目		配点	評価の観点
①	業務実施の基本方針、実施内容	20	<ul style="list-style-type: none">仕様書に記載の目的・内容との整合がとれているか。実施内容に創意工夫がみられるか。本県の実情を踏まえた適切な内容となっているか。
②	業務実施方法	20	<ul style="list-style-type: none">実施方法は明確であり、妥当なものであるか。成果を高めるための創意工夫がみられるか。県内の事業者や本県で実績のある専門家等と連携して取り組んでいるか。
③	業務実施計画	5	<ul style="list-style-type: none">日程等に無理が無く、実現性はあるか。日程、手順等が効率的であるか。
④	類似業務の経験等	5	<ul style="list-style-type: none">過去に同様の事業を実施したことがあるか。本事業に関連する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。
⑤	組織としての業務実施能力	20	<ul style="list-style-type: none">事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。本事業に関連する豊富な知見や、商店街活性化・まちづくりに係る有識者招致を可能とする幅広いネットワークを持っているか。優れた情報収集能力を持っているか。
⑥	業務実施体制	10	<ul style="list-style-type: none">事業の実施体制及び役割分担が明確で、実施内容と整合しているか。事業を遂行可能な人数が確保されているか。本県の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。
⑦	業務従事者の経験・能力	20	<ul style="list-style-type: none">本事業に関する知見・知識・ノウハウ等があるか。本事業に関連する人的ネットワークを持っているか。過去に同様の事業を実施したことがあるか。
合計		100	

(3) ヒアリング

審査委員会が必要と認めるときは、電話及び面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して、文書により通知する。

7 質疑と応答

この要領に関する質問等については、「質問書」（別紙様式2）により、令和8年4月23日（木）午後5時まで、文書またはFAXにより受け付ける（あて先は5（2）に同じ）ものとし、回答は個別の質問の場合を除き、FAXまたは電子メールにて行う。

なお、当該回答文書は、この要領を追加または修正したものとして扱う。

8 委託業者決定までの流れ

令和8年4月 1日（水）	募集開始
令和8年4月23日（木）	公募内容に関する質問の受付期限
令和8年4月30日（木）	参加表明書の提出期限
令和8年5月12日（火）	企画提案書提出期限
令和8年5月 下旬	プレゼンテーションの実施
令和8年6月 上旬	委託者決定、業務委託開始

9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除し委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務執行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

10 問い合わせ

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県 産業労働部 経営金融課 指導班
TEL : 083-933-3185 FAX : 083-933-3209
E-mail : a16300@pref.yamaguchi.lg.jp